

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

## 第 8 1 7 回

### 宿 毛 市 農 業 委 員 会 総 会

1. 日 時 令和元年10月4日（金曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（17名）

2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之	4番 山本 欣史
5番 岩本 誠司	6番 小川 節美	7番 澤田 誠規
8番 今津 久雄	9番 小島 久司	10番 寺田 巧
11番 羽賀 大透		

---

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
4番 西山 讓	5番 細川 秀信	6番 山本 大
7番 浦田 久永		

4. 欠席者（1名）

1番 田村 磨利

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について

議案第2号 農地法第5条許可申請審査について

○議 長 (会長あいさつ)

これより第817回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、11番羽賀大透委員、2番山口一晴委員にお願いします。

なお、1番田村磨利委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議 長 これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号農地法第3条許可申請審査について、事務局より報告いたします。

受付番号11番 申請所在地の土地の表示、二ノ宮字古殿207番地目田、地積2,805㎡の売買申請につきましては、本日の総会で審議を行う予定でしたが、議案告示後の30日(月曜日)午後、申請者より売買を見送ることになり申請を取り下げたいとの申し出がありました。

同日付けで取り下げ願が事務局へ提出されましたので、本申請は取り下げることとしましたので事務局より報告いたします。

担当する地区の農業委員、農地利用最適化推進委員の方に対してはご面倒をおかけすることとなりました。お断りいたします。

事務局からの報告は以上になります。

○議 長 事務局からの報告がありました通り、3条申請は取り下げとしますので、よろしく願いいたします。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

受付番号17番、所在地橋上町奥奈路、位置図は4ページになります。主要地方道宿毛津島線、奥奈路橋を渡り直進した岡村養鶏場の奥の土地

になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できていることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、隣接する一般住宅からの同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は 433.00 m<sup>2</sup>。資金計画といたしましては、土地取得費 80 万円、太陽光発電施設の設置工事費 763 万 9,100 円、消費税 84 万 3,910 円、自己資金 928 万 3,010 円です。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず、その他の農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号 17 番、所在地橋上町神有、位置図は 5 ページになります。主要地方道宿毛津島線、神有集会所の前を右折し奥に入った土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できていることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、隣接する一般住宅からの同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は 505.00 m<sup>2</sup>。資金計画といたしましては、土地整地費 226 万 8,000 円、太陽光発電施設の設置工事費 928 万 8,000 円、自己資金 1,155 万 6,000 円です。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず、その他の農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号 17 番及び 18 番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに 17 番及び 18 番朗読】  
濱田委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほか意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。

議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第2号」の2件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きまして、協議事項に入ります。

非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。

番号14番。申請場所、所在地山奈町芳奈。登記地目畑。地図の方は7ページになります。場所は、県道橋上平田線を芳奈方面に進み左折し、向山橋を渡り直進した右側の土地で約15年以上前から耕作放棄し原野となり現在に至る。

次に、番号15番。申請場所、所在地山奈町山田。登記地目畑。地図の方は8ページになります。場所は、山奈小学校を竹部方面に進み山田上農村公園に入った右側の土地で約15年以上前から宅地と一体的に使用し雑種地となり現在に至る。

以上2件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号14番について、芳奈地区担当の澤田委員お願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに14番について朗読】

澤田委員より発言。

○議 長 続きます、受付番号 15 番について、山田地区担当の今津委員お願いいたします。

○今津委員 【議案書をもとに 15 番について朗読】  
今津委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
非農地証明 2 件につきましては、審議の結果問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、非農地証明 2 件は、証明することに決しました。

○議 長 事務局より報告事項があります。

(幡多地区農業委員研修会開催のお知らせ)

研修会開催のお知らせです。今年は 10 月 7 日 (月) 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分までの予定で、四万十市の中村プリンスホテルにおいて幡多ブロックの農業委員全員研修会が開催されます。委員の皆さまには、ご多忙のこととは思いますが日程調整のほどよろしくお願いいたします。

本日、研修テキスト (2019 年度農業委員会業務必携) を配布いたしますので、研修当日は忘れずに必ずご持参いただきますようお願いいたします。

例年こちらの研修会には、市のマイクロバスを使用しております。本日、研修会出欠及び移動手段の確認を行いたいと思います。

なお、女性委員については、こちらも例年通りですが、研修会前に先立ち昼食を挟んで女性委員の会が開催されます。既に通知が届いていると思いますが参加のほどよろしく申し上げます。

また、直前になってやむを得ず欠席をされる場合は、分かり次第必ず事務局までご連絡ください。

(不動産合同公売会の開催について)

続きまして、幡多広域市町村圏事務組租税債権管理機構から不動産公売会のお知らせです。議案に同封しておりますチラシをご覧ください。出品する物件は、不動産に限定し農地を中心に予定をしております。

公売会の日程は11月15日(金)午後1時30分受付開始。会場は、四万十市の高知県幡多総合庁舎3階大会議室。

なお、広報すくも10月号に公売会開催の記事を掲載しております。

公売会について問い合わせがありましたら、詳細につきましては幡多租税債権管理機構までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

(農業委員会等に関する行政機関への意見の提出について)

このことにつきまして、高知県農業会議より「地域で暮らし稼げる農業の実現に向けて(仮称)に対する意見等」について、このたび素案をとりまとめ、県下各農業委員会へ対して意見の照会がありました。

県下各農業委員会へ意見の照会を求め、最終的には、10月上旬に高知県農業振興部へ意見の提出を行う予定になっております。

新規就農者への支援の拡充などご意見を寄せていただきありがとうございました。委員の皆さまから寄せられました意見につきましては、その旨意見書に反映できるよう高知県農業会議へ送付いたしましたので報告いたします。

(人・農地プランの実質化に係るアンケート調査実施について)

続きまして人・農地プランの実質化に係るアンケート調査実施についてです。このことにつきましては、7月総会でスケジュールや内容を説明し先月からアンケートの実施をスタートいたしました。

調査の進め方とあわせてアンケート用紙と一緒に配布し、既に調査票を提出いただいたところもあります。

アンケート調査は今後も引き続き行っていただき、記入後のアンケート用紙は、お手数ですが事務局まで提出をお願いいたします。

また、アンケート調査実施に伴う活動記録簿への記入に当たっては、以前お知らせしました記入例を参考に、右端のメモ欄へ活動を行った場所(地区名等)を記入するほか、農地所有者等から農地を貸したい、借りたい、売りたい、買いたい等の意向を把握した場合は、記録簿に意向を示した人

の氏名と農地の面積・地番等をできる範囲で記入をお願いいたします。

(農業委員及び農地利用最適化推進委員の綱紀の保持について)

このことにつきまして、高知県農業会議より 10 月 2 日付けで通知がありましたので報告します。内容は、昨年度大阪府内の農業委員等が視察の際の昼食時に飲酒をしていたことが報道されたものです。

以下、もろもろ書かれておりますが、農業委員会は、法令を遵守し、適正にその職務を遂行することが必要不可欠であり、また、農地の利用関係の調整等の業務を行うためには、住民からの信頼を得ることが重要であります。

以上のことから、今後、不祥事が生じないようにとの通知がありましたのでよろしくをお願いいたします。

(次回総会の日程について)

最後に次回総会の日程をお知らせします。総会は 11 月 6 日 (水) 午後 1 時 30 分からの開会です。提出議案の締切は来週 10 日 (木)、議案送付日は 30 日 (水) の予定です。事務局からは以上です。

○議長　ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは、以上で今期定例総会の議事はすべて議了いたしました。これで第817回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時30分閉会

令和元年10月4日

会　長

農業委員

農業委員

